

財務省  
農林水産省  
経済産業省  
告示第二号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払いその他の条件を定める件（平成二十年七月 財務省  
農林水産省  
告示第一号）を次のように改正し、平成二十一年一月三十日から適用する。

平成二十一年一月三十日

財務大臣 中川 昭一

農林水産大臣 石破 茂

経済産業大臣 二階 俊博

第四条を次のように改める。

（補償料率）

第四条 対象債権に係る年間補償料率は、〇・三パーセントとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる率とする。

- 一 対象債権が法別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第四百四十三号。以下「令」という。）第四条第二号イからリまでに掲げる者に係る

ものである場合並びに社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債（以下「短期社債」という。）の取得に係るものである場合　○・

一パーセント

二 対象債権が令第四条第二号又は掲げる者に係るものである場合　○・一パーセント（ただし、主務大臣が別に定める場合　・五パーセント）

三 対象債権が法別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に係るもの（前二号に該当するものを除く。）である場合　○・二パーセント

四 対象債権が資本金十億円未満の法人及び別表第一に規定する信用リスク区分のBB区分に該当する資本金十億円以上の法人に係るもの（前三号に該当するものを除く。）である場合　○・五パーセント

第五条を次のように改める。

（主務大臣が定める割合）

第五条　法第二十一条第一項第二号の主務大臣が定める割合は、百分の八十とする。ただし、対象債権が、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる割合とする。

一 前条第二号ただし書きに規定する場合　百分の七十

二 前条第四号に掲げる場合（対象債権が資本金十億円未満の法人に係るものである場合に限る。

）　百分の七十

三 対象債権が資本金十億円以上の法人に係るもの（短期社債の取得に係るものを除く。）である場合（前条第一号から第三号までに該当する場合を除く。） 別表第三に掲げる割合

四 対象債権が短期社債の取得に係るものである場合 別表第四に掲げる割合

2 前項第三号又は第四号に規定する場合について、対象債権の債務者が、地域における経済的貢献度が著しく高く、かつ当該債務者に対する特定資金の貸付け等が実行されない場合には、その経営上回復しがたい損失を被ることが予想される場合等において、指定金融機関は前項に規定する割合の特例を公庫に対して申請することができる。

3 公庫は、前項の規定による申請を受けたときは、遅滞なく主務大臣に承認の申請を行うものとする。

4 主務大臣は、第二項に規定する要件を満たしていることを認めて承認したときは、適用される補てん割合を公庫及び指定金融機関に通知するものとする。この場合において、主務大臣は、前条に規定する年間補償料率以外の補償料率を適用することを、公庫及び指定金融機関に通知することができる。

第六条第一項中「前条に規定する」の下に「ところにより適用される」を、「割合を」の下に「それぞれ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（複数の格付がある場合の補てん割合）

第七条 指定金融機関は、別表第一又は別表第二に規定する信用リスク区分を判断するにあたって、

格付機関の格付が複数ある場合であつて、これらに対応する補てん割合が異なるときは、最も大きい補てん割合から数えて二番目に大きい補てん割合を用いなければならない。ただし、最も大きい補てん割合が複数の格付に対応するものであるときは、当該最も大きい補てん割合を用いるものとする。

付録第二の次に次の一付録を加える。

付録第三（第四条、第五条関係）

信用リスク区分は、次に掲げる格付機関の格付に対応するものとして、別表第一及び第二に定めるものとする。

- 一 株式会社格付投資情報センター
- 二 株式会社日本格付研究所
- 三 ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- 四 スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス
- 五 フィッチレーティングスリミテッド

付録第三の次に次の四表を加える。

別表第一 長期格付（第四条、第五条、第七条、別表第三関係）

|                          |                                   |                             |                |                    |            |
|--------------------------|-----------------------------------|-----------------------------|----------------|--------------------|------------|
| ド<br>フィットレーティングスリミテ<br>ド | スタンダード・アンド・プアーズ・<br>レーティングズ・サービシズ | ムーディーズ・インベスターズ・サ<br>ービス・インク | 株式会社日本格付研究所    | 株式会社格付投資情報センタ<br>ー | 信用リスク区分    |
| AAA<br>} AA-             | AAA<br>} AA-                      | Aaa<br>} Aa3                | AAA<br>} AA-   | AAA<br>} AA-       | AAA、<br>AA |
| A+<br>} A-               | A+<br>} A-                        | A1<br>} A3                  | A+<br>} A-     | A+<br>} A-         | A          |
| BBB+<br>} BBB-           | BBB+<br>} BBB-                    | Baa1<br>} Baa3              | BBB+<br>} BBB- | BBB+<br>} BBB-     | BBB        |
| BB+<br>} BB-             | BB+<br>} BB-                      | Ba1<br>} Ba3                | BB+<br>} BB-   | BB+<br>} BB-       | BB         |

別表第二 短期格付（第五条、第七条、別表第四関係）

| 信用リスク区分 | 株式会社格付投資情報センター | 株式会社日本格付研究所 | ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク | スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ | フィッチ・レーティングス・リミテッド |
|---------|----------------|-------------|-------------------------|-------------------------------|--------------------|
| a-1+    | a-1+           | J-1+        | —                       | A-1+                          | F1+                |
| a-1     | a-1            | J-1         | P-1                     | A-1                           | F1                 |
| a-2     | a-2            | J-2         | P-2                     | A-2                           | F2                 |

別表第三 対象債権が資本金十億円以上の法人に係るもの（短期社債の取得に係るものを除く。）である場合の補てん割合（第五条関係）

|         |         |         |   |               |
|---------|---------|---------|---|---------------|
| 補てん割合   |         | 信用リスク区分 |   |               |
|         |         |         |   | 三百億円以上<br>融資額 |
| 百分の三十以下 |         | AAA、AA  |   |               |
| 百分の八十以下 | 百分の五十以下 |         | A |               |
| 百分の八十以下 |         | 百分の五十以下 |   | BBB、BB        |

別表第四 対象債権が短期社債の取得に係るものである場合の補てん割合（第五条関係）

| 補てん割合   | 信用リスク区分 |
|---------|---------|
| 百分の六十以下 | a-1+    |
| 百分の七十以下 | a-1     |
| 百分の八十以下 | a-2     |